

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件

(平成二十八年九月三十日経済産業省告示第二百四十七号)

最終改正 令和四年三月三十一日経済産業省告示第七十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を次のように定め、平成二十八年十月一日から施行する。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。)第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前々年度(以下「申請前年度」という。)に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)様式第九特定―第四表に記載するエネルギーの使用に係る原単位の五年度間平均原単位変化又は電

気需要平準評価原単位の五年度間平均原単位変化が九十九パーセント以下であること。

- 二 申請前年度において、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号。以下この号において「判断基準」という。）別表第五の事業の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ、同表のベンチマーク指標の欄に掲げる指標に基づき算出される値が、同表の目指すべき水準の欄に掲げる水準を達成していること（法第三十七条第一項の申請を行う者が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該申請者が設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下この号において「工場等」という。）（特定連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第二項に規定する特定連鎖化事業者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同条第一項に規定する連鎖化事業をいう。）の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。）にあつては、その管理関係事業者（同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。）が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占め

ている場合に限る。）。

附 則（令和二年七月一四日経済産業省告示第一四九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日経済産業省告示第七十三号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。